

京田辺市こども計画に係る令和 7 年度の実績と評価・検証

京田辺市こども計画は令和 7 年度から令和 11 年度までの計画で、基本理念の実現に向けて、3 つの基本目標と 12 の施策の方向を定めており、その目標を達成するために具体的に様々な事業を展開しています。

特にその中から重点事業と位置づけられている 21 事業について、令和 7 年度の実績と評価・検証を行いました。

1 こども計画の評価方法について

こども計画では、同計画書において『計画を着実に推進するため、庁内関係各課を中心に進行状況について把握するとともに、「京田辺市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、結果を公表するとともに、評価を施策の改善に反映し、事業効果の最大化を目指していきます。』となっています。

なお、『「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを考慮しながら、翌年度の事業展開に生かしていきます。』となっていることから、別紙のとおり（資料 4）報告するものとします。

○評価は、掲載されている事業の担当課が行います。

○評価の基準は「令和 7 年度末目標」に対して下表のとおりとし、評価が「A」「B」となった事業は「令和 7 年度末目標」を達成できたものとします。

A	十分効果的に実施
B	概ね効果的に実施
C	内容の見直しが必要
D	施策の検討が必要
E	未実施
F	次年度以降に実施予定

○事業によっては担当課が複数ある場合がありますが、担当課ごとに評価することにします。

○この場合の事業としての評価は、一つの担当課の評価が「A」「B」となった場合は「令和 7 年度末目標」が達成できたものとします。

2 実施状況と評価

○基本目標 1

「こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり」

施策の方向（1）こどもの健康づくり支援

こどもが健やかに育つよう、医療機関や保育所（園）・幼稚園などの関係機関と連携し、母子保健事業をきめ細かく実施します。

成長発達段階に応じた健康診査や相談を通じ、早期の疾病発見や親子の健康維持、早期治療・療育を推進し、妊娠期からの相談事業や健康教育で育児不安を軽減します。

また、乳幼児期・学童期の食生活が将来の食習慣を形成し、生涯にわたる健康の基礎となることから、正しい食習慣を学ぶための食育推進事業を展開します。

さらに、性や妊娠、出産に関する正しい知識を普及するプレコンセプションケアを推進し、こどもを迎える準備段階から健康支援を強化し、次世代の健康基盤を築きます。

事業名		評価
	乳幼児期の健康診査事業	B
新規	プレコンセプションケアの推進	B

施策の方向（2）心身を健やかに育む環境の充実

こどもたちを取り巻く環境が日々変化する中で、すべてのこどもが自分らしく育ち、現代の社会を生きていくことができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むための環境整備が求められています。特に、次代を担うこどもたちが自らの人生を切り拓くためには、目標に向かって頑張る集中力や忍耐力、他人とうまく関わるための協調性や理解力、感情をコントロールする自制心等の人間として生きていく力を育む必要があります。

そのため、教育の出発点である就学前教育・保育を通じて、遊びを通じた学びの基礎力や道徳心を育成し、基本的な生活習慣の定着や心身の健康の保持・増進を図ります。学校教育では、主体的・対話的で深い学びを通じ、問題解決力を高める学力や、他者への理解と思いやりを育む道徳教育を推進します。

さらに、こどもたちの視野を広げ、能力や可能性を最大限に伸ばし、将来、社会で輝く力を培うため、国際交流体験の支援、関係機

関や企業等との連携による学習や職業体験等の機会の確保を進めます。あわせて、外国籍や性的マイノリティー等のこどもたちが抱える課題に対応できるよう、校内の支援体制を整備し、多様性を理解し認め合う教育を進めることで、一人ひとりが自信をもって活躍できる環境づくりを推進します。

加えて、保護者にとって利便性の高い環境を提供するため、保育手続の ICT 化や「こども誰でも通園制度」の導入を進め、すべてのこどもが平等に支援を受けられる体制を構築するとともに、幼稚園での弁当給食事業を実施して保護者の負担を軽減し、こどもたちの栄養面にも配慮した環境づくりを進めます。

事業名		評価
	幼児を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進	C
新規	親の就業状況にかかわらない支援の充実	F
新規	幼稚園での弁当給食運営事業	A
	シゴトミライプロジェクト事業の推進	B

施策の方向（３）こどもの権利擁護の推進

すべてのこどもがひとりの人間として尊重されるため、こども基本法やこどもの権利条約に基づき、こどもや若者の権利の普及と啓発活動を行います。また、「こどもまんなか児童福祉週間」を通じて、こどもが権利の主体であることを広く知らせ、社会全体でこどもの権利を尊重する文化を育成します。

さらに、市民記者による連載記事を広報「ほっと京たなべ」に掲載することで、こどもや若者の声を発信し、彼らが自らの意見を社会に表明する機会を提供します。

このような取組を通じ、こどもたちが自信を持って社会で活躍し、自らの役割を果たす力を育む環境を整えます。

事業名		評価
	こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発	B
新規	広報紙（ほっと京たなべ）“市民記者による連載記事掲載”	B

施策の方向（４）こどもの虐待防止対策の推進

こどもの虐待を防ぐために、関係機関との連携を強化し、要保護児童対策地域協議会を通じて情報共有を進め、ネットワークによる効果的な支援を提供できる体制を構築します。また、児童虐待防止の啓発活動を強化し、地域全体で虐待の早期発見と早期対応に努めます。

さらに、こども家庭センターの体制強化を進め、虐待の予防的対応と家庭ごとの状況に応じた切れ目ない支援を提供し、こどもたちが安心して成長できる環境を整えます。

事業名		評価
新規	こども家庭センターの体制強化	B

施策の方向（５）こどもの貧困対策

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安を感じる保護者が増える中、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変わり続けており、すべてのこどもたちが心身ともに健やかに成長し、また、教育の機会が平等に保障され、夢や希望を持てる社会の実現が求められています。

こうした状況の中、国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、より実効的なこどもの貧困対策が進められるようになりました。

こどもの貧困がこどもたちの成長や未来に大きな影響を与えることから、本市では、こどもが生まれ育った環境に左右されずに成長できるよう、以下の点を重視して取組を推進します。

これらの取組を通じて、すべてのこどもが公平に学び、未来に向けた力を身につけられるよう支援を強化し、こどもたちが将来に希望を持てる社会を目指します。

- 年齢及び発達の程度に応じて、こどもの意見や最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されること
- こどもの貧困の背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、国・府はもとより、関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行うこと
- 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援及び経済的支援といった施策を、こども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講じること

事業名		評価
	こども生活・学習支援事業	B

施策の方向（６）多様な学びが実現できる居場所づくり

地域の居場所づくりを推進するため、児童館などの環境整備や運営の在り方の見直しを行い、地域での居場所づくりを推進します。また、留守家庭児童会と連携し、地域住民主体の取組を通じてこどもたちの学びと成長を支える場となる放課後子ども教室を整備します。

さらに、大住児童館のリニューアルを通じ、乳幼児から青年期まで年齢に応じて、安心して過ごせる居場所を確保します。

これにより、地域全体でこどもたちを見守り、多様な学びの機会を提供し、こどもたちの成長を支える体制を強化します。

事業名		評価
新規	大住児童館リニューアル	B

○基本目標２

「こどもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり」

施策の方向（１）親の健康づくり支援

妊娠前や妊娠期から、こどもを安心して生み育てられるよう、医療機関などの関係機関と連携を強化し、母子保健事業をきめ細かく実施していきます。また、妊娠期からの相談事業や健康教育を通じて、育児に対する不安を軽減し、妊産婦への支援を行います。

さらに、産後ケアや助産師による家庭訪問保健指導を提供することで、出産後の不安や負担を軽減し、母親が心身ともに安心して子育てできる環境、また、母親が健康的に育児に専念できる体制を整えます。

加えて、健診や予防接種などを通じて、将来、親となる若い世代の健康管理を支援します。

事業名		評価
	妊婦・周産期の母子保健事業（産後ケア事業）	B

施策の方向（２）子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実

少子高齢化や核家族化が進行する中で、身近な地域に相談できる相手がいななど、子育てへの不安や負担が増大していることから、子育てに対する不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられるよう、相談体制や情報提供の充実が重要です。

そのため、地域において相談しやすい環境を整備し、深刻な問題

に対応する専門的な相談窓口の体制を強化するとともに、児童館や子育て支援拠点を地域の相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携を強化することで相談事業の充実を図ります。

さらに、ベビープログラムの実施を通じて、初めての育児を行う母親やきょうだいを育てる保護者に対する支援を提供し、地域全体での子育て支援を強化します。

加えて、家庭教育に関する情報や学習機会を提供し、親としての自覚を育みながら、家庭や地域での子育てを支援します。

事業名		評価
	情報発信強化事業	B
	子育てに係る情報提供体制の充実（ベビープログラムの実施）	A
	児童館、子育て支援拠点における相談事業	B

施策の方向（３）仕事と子育ての両立支援

女性の社会進出や多様な働き方が進む中、保育ニーズが増加しています。育児休業が取得しやすい環境整備に加え、柔軟な働き方を選択できる社会基盤の拡充が求められています。

そのため、一時保育や病児保育、留守家庭児童会など、多様な保育サービスを提供し、保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう支援します。また、待機児童ゼロ事業を通じ、少なくとも年度当初での保育所やこども園への入所希望者全員を受け入れる体制を整えるとともに、幼稚園での預かり保育を充実させます。

さらに、留守家庭児童会の充実により、平日放課後や土曜日、夏休みなどのこども受入れ体制を強化します。

事業所に対しては、子育て休業に関するさまざまな制度の実施や母性保護、父親の育児参加に関する啓発を行い、保護者が仕事と育児を両立できるよう働きかけていきます。

事業名		評価
	待機児童ゼロ事業	A
	留守家庭児童会の充実	B

施策の方向（４）特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

こどもの権利を社会全体で理解し、健やかな成長を支える環境を整えることが求められています。

特に近年では、ひとり親家庭や発達に課題のある子どもなど、さまざまな環境の人々を認め合い、人権を尊重する意識を育むことが重要です。また、特別な支援が必要な子育て家庭には、それぞれの状況に応じた支援が求められます。

そのため、ひとり親家庭への相談体制の充実や生活・就労の支援を進め、医療的ケア児の保育・教育への支援を行うとともに、障がいがある子どもが地域社会で自立した生活を送れるよう、保育施設や学校での支援体制を充実させます。

さらに、児童虐待の未然防止を目的とした家庭支援事業を推進し、「子育て世帯訪問支援事業」や「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」を導入することで、親子関係の健全な形成と、子どもが安心して成長できる環境を提供します。

事業名		評価
新規	児童虐待の未然防止（家庭支援事業の推進）	A

○基本目標 3

「こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり」

施策の方向（１）地域における子育て支援の推進

こどもが乳幼児期から社会性を獲得し、心豊かに成長するためには、地域のさまざまな人々とのふれあいが重要です。

そのため、人材活用や参加支援体制を強化し、地域社会全体で子育てを推進します。また、こども同士や親同士の交流の場を提供し、育児サークルの活動を支援するほか、多年代での交流の一環として、保育所（園）児童の福祉施設訪問などを行います。

さらに、幼稚園や保育所（園）も地域の子育ての場となるよう、園庭開放や育児講座などを開催し、地域での子育て支援を推進します。

地域全体でこどもや若者を見守り、安心して成長できる環境を整えることは、こどもの健全な成長にとって重要です。大住児童館のリニューアルでは、乳幼児から青年期まで安心して過ごせる場所を提供し、自由に学び遊べる場を通じて地域との交流を促進します。

また、「高齢者いきいきポイント事業」に登録されているボランティアを、依頼により保育所等のこども関連施設に派遣するなどの活動を通じて、世代を超えたつながりを強化し、地域全体がこどもを支える温かい社会を実現します。

事業名		評価
	高齢者いきいきポイント事業	B

施策の方向（２）こどもと子育て家庭にやさしいまちづくり

本市は、木津川や甘南備山など自然豊かな環境に恵まれています。こどもたちがその中で伸び伸びと成長できることを目指します。

自然体験活動を通じて、自然の恵みに感謝する心を育むため、また、こどもが自由で安全に遊べる場を確保するために、公園や緑地の整備を進めます。公園や街路樹の再整備では、地域住民やこども、保護者の視点を取り入れ、安全に遊べる環境を提供します。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づいた道路や施設の整備を進めることで、妊産婦、乳幼児連れ、高齢者、障がい者など、すべての人が安心して生活できるまちづくりを実現します。

さらに、新しく整備した京田辺クロスパーク「タナクロ」を活用した交流イベントを通じて、こどもやその家族が緑や農業にふれあう機会を創出し、自然との関わりを深めるとともに地域全体でのつながりを強化します。

近年、こどもが被害に遭う事件が増えているため、地域社会全体でこどもを見守り育てる意識啓発や、防犯対策、交通安全対策を総合的に推進し、明るく安全なまちづくりを目指します。

事業名		評価
	公園・街路樹のリ・デザイン	A
	“タナクロ”での交流イベントの開催	A

3 評価・検証

(1) 目標達成度合い（成果）と評価・検証は次のとおりです。

評 価		新規 事業	無印 事業	合計
A	十分効果的に実施	1	5	6
	昨年度比	—	—	—
B	概ね効果的に実施	3	1 0	1 3
	昨年度比	—	—	—
C	内容の見直しが必要	0	1	1
	昨年度比	—	—	—
D	施策の検討が必要	0	0	0
	昨年度比	—	—	—
E	未実施	0	0	0
	昨年度比	—	—	—
F	次年度以降に実施予定	1	0	1
	昨年度比	—	—	—
合 計		5	1 6	2 1

(2) まとめ

＜実施できた事業について＞

令和7年度において、21事業のうち19事業が「A十分効果的に実施できた」または「B概ね効果的に実施できた」との評価となり、京田辺市こども計画の達成度は、非常に高いものとなりました。

この結果は、本市全体で子育て支援に関する事業が積極的に推進されていることを示しています。

＜内容の見直しが必要な事業について＞

○「幼児を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進」

令和7年度は、将来を担う子どもたちを健やかに育てていく上でハード・ソフト面において望ましい就学前教育・保育を提供するため、保育手続きの一部オンライン化や第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画を策定しましたが、草内地区における認定こども園整備事業をいったん延期したため、評価を「C」としました。2月から3月にかけて開催した地元説明会では、交通安全をはじめ、周辺環境への

影響について多くのご意見をいただきました。今後は、いただいたご意見を踏まえ、当該園整備事業の計画について更なる検討を進めるとともに、住民の方々にご理解いただけるよう、説明会を重ねながら丁寧な説明に努めてまいります。

<次年度以降に実施予定の事業について>

○「親の就業状況にかかわらない支援の充実」

令和8年度から「こども誰でも通園制度」を開始する予定であることから、評価を「F」としました。令和7年度は制度開始に向けた準備を実施しました。